

「金融サービスの付加価値」と「無料サービス」 —公正取引委員会報告書が示唆する論点—

公正取引委員会が、オープンAPIを巡る銀行と電子決済等代行業者の契約交渉に関して実態調査報告書を公表した。今回の報告書は、競争政策上の当局見解が示されたと同時に、金融サービスの付加価値の対価をどう考えるべきかといった、本質的な論点も投げかけている。

公正取引委員会がオープンAPIを巡る 「実態調査報告書」を公表

2020年4月21日、公正取引委員会（以下、公取委）は「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について」と題する報道発表を行い、その中で「家計簿サービス等」「QRコード等を用いたキャッシュレス決済」に関する2つの実態調査報告書を公表した。公取委がこれらの実態調査に乗り出した背景には、オープンAPIを巡る銀行と電子決済等代行業者（以下、電代業者）との契約交渉や、銀行とキャッシュレス事業者（主に資金移動業者）の取引慣行において、競争政策上なんらかの歪みが生じていないかとの問題意識があったとされる。

本稿では、2つの報告書のうち「家計簿サービス等」（以下、報告書）を取り上げるが、まずはこの分野における経緯を簡単に振り返る¹⁾。18年施行の改正銀行法では、オープンAPI推進の一環として、電代業者と銀行との間で、API接続に関する契約を20年5月末までに締結するよう求められていた。同改正法施行後、契約書のひな形や情報セキュリティのチェックリストが整備されるなど、円滑な契約締結を促すための措置がとられてきた。ところが、API接続にかかる費用負担の考えなどが折り合わず、調査を開始した19年秋時点では契約締結が円滑には進んでいなかったようだ。

報告書では、事業者・消費者へのヒアリングやアンケート調査の結果などが紹介された上で、API接続の契約交渉に関して競争政策および独占禁止法上の考え方が示されている。報告書のポイントを要約すると、第一に、接続料の水準や、口座情報の2次利用など、電代業

者と銀行の交渉において距離があった点について、「歩み寄り」がみられるとされている。つまり、契約交渉は確実に前進していることが明らかにされた。

第二に、API接続にかかる契約が一般的には1年更新であることを踏まえ、将来起こり得る具体的なケースを想定した上で、独占禁止法上の考え方が示されている。例えば、銀行が正当な理由なくAPI接続の契約を拒否する場合や、銀行のシステムを担う既存ベンダーがAPI接続基盤の整備を受託する他ベンダーに対して正当な理由なく仕様公開を拒むなどした場合は、独占禁止法上問題になり得る、といった考え方が示されている。

「無料」という前提を どこまで維持すべきか

報告書の要約としては以上だが、筆者が全体を通じて受けた印象を述べてみたい。まず、実態把握のために実施されたヒアリングやアンケート調査のうち、特に消費者向けアンケート調査に関しては、調査のスペックに関する情報が少ないように思える。例えば、調査サンプル「家計簿サービスを利用する2,000人」とあるが、どのようなサンプル集団からどのような基準で抽出されたのか²⁾。また、特別な事情（サンプル数が少なく回答者が特定される懸念がある、調査票の著作権を保護する必要がある等）がなければ、本文で引用されなかった設問も含め、アンケートの全設問文や集計結果だけをまとめた資料が別途公表されたほうが、分析者の問題意識をより具体的に把握する上では有益だった。

こうしたアンケート調査の技術的側面は調査自体の評価に直結する問題だが、より本質的な点として、家計簿サービスの「対価」をどう考えるかという問題を図らず

NOTE

- 1) 報告書では、電代業者が提供する家計簿サービスと会計サービスを総称して「家計簿サービス等」とされている。
- 2) 報告書の図表17「利用している家計簿サービスにおいて登録している銀行（複数回答）」では、サンプル数4,017（つまり「2,000」より大きい）との記載があるため、少なくとも1回はサンプルのスクリーニングが実施されていると推察される。なお、同時に公表された「キャッシュレス決済」の報告書では、「12,450名を対象にスクリーニング調査を行い、コード決済を利用する消費者4,000名に対してウェブアンケートを実施した（委託調査）」との記載がある。
- 3) 報告書の図表2、3、4（p4・5）を参照。
- 4) 報告書のp32を参照。
- 5) 口座維持手数料の議論については、日本銀行（2020）「銀行の決済サービスの課金体系に関する考察」（決済システムレポート別冊）や山岡浩巳（2020）「将来のビジネスモデル構築の中核となる手数料戦略」（金融財政事情2020.5.4号）を参照。
- 6) 報告書のp5において、「会計サービスはおおむね有料で提供されており」との記述がある。

も提起している点が注目される。

報告書のアンケート結果によれば、9割の回答者が「無料プラン」を利用し、その6割が無料でなければ利用しないと回答している。また、回答者全体の6割が「自分の口座情報を参照するだけで料金が発生するのは納得できない」と答えている³⁾。これらの結果を踏まえると、多くの利用者は「家計簿サービスは無料」と捉えていることがわかる。

さらに、電代業者側も家計簿サービスは「原則無料で提供するビジネスモデル」と認識しているようだ⁴⁾。銀行側の認識は明示されてはいないが、「交渉に歩み寄りがみられる」「接続料に相乗感が醸成されつつある」などの記述から推測する限り、少なくとも当面の契約においては、利用者にコスト負担を求めない前提が、電代業者と銀行の間で共有されていると推察される。

他方、現在の当事者の認識からは距離があるかもしれないが、原価を大幅に下回る価格で商品やサービスを供給することは、価格調整を核とする市場機能を損なうため好ましくないといった市場経済の一般的な原則論がある。

金融業においては現下の金利環境を前提とする限り、「金利差」で様々なコストを吸収し、無料で多くのサービスを提供できた時代が終わったことは明らかだ。消費者や企業に対して「目に見える付加価値」を提供し、それに合った対価を要求できない商品やサービスは持続可能ではないとさえ言える。銀行が紙の通帳の縮減に腐心したり、口座維持手数料に関する議論が活発化しているのはその表れだろう⁵⁾。投資や保険の分野で手数料の透明化が求められているのも、付加価値とコストのバランスに対して「市場」の目線が厳しくなっていることの

表れと理解すべきだ。

こういった「市場の力学」にならうならば、家計簿サービスを巡る競争政策を考える上で、「無料」という前提を置くことには議論の余地があるように思える。家計簿サービスが利用者に価値を訴求できているのであれば、応分のコスト負担を求めるのは自然であるし、そのほうが「付加価値の可視化」への要求が高まる金融サービス市場全体の流れに沿ったものとも言えるのではないか。逆に、利用者に対して価値を訴求するに至っていないのであれば、そもそも当局がどこまで介入すべきなのか、といった論点も出てくるように思える。この意味では、今回の報告書では取り上げられなかったが、有料が大半とされる会計サービス分野においても、銀行と電代業者の間の契約交渉の際、家計簿サービスと同様に、希望する接続料の水準が折り合わなかったなどの事実があったのかどうか重要なポイントだろう⁶⁾。

メディア報道では、API接続を巡る電代業者と銀行の契約交渉に対して、競争政策の当局である公取委がどのような「見解」を示したかに注目が集まっている。これは確かに重要だが、今回の報告書は、競争政策上の問題のみならず、金融サービスの付加価値やその対価はどうあるべきかといった本質的な論点も提起しているように筆者には見えた。今後の動向に注目していきたい。

Writer's Profile



竹端 克利 Katsutoshi Takehana

金融イノベーション研究部
上級研究員
専門は金融制度論
focus@nri.co.jp